

令和2年度路上生活者等緊急一時保護事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、住居を喪失した生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項による被保護者及び第2項による要保護者に対して、緊急に一時的な居所を提供することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、下記のいずれかに該当する者のうち、本事業による支援が必要であると福祉事務所長が判断した者(以下、「支援対象者」という)とする。

- (1)八王子市内に居住し、住居の喪失、同居者からの暴力等により一時的に住居に困窮していると認められる者。
- (2)八王子市内で要保護状態となり、緊急に一時保護が必要と認められる者。
- (3)その他、福祉事務所長が本事業による保護を行うことが必要と認めた者。

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は次に掲げる事項とする。

- (1)本事業のため設定した緊急一時保護を行うための居室(以下、「居室」という)の確保
- (2)居室における短期的な一時保護
- (3)支援対象者の市内関係機関等から居室への移送
- (4)支援対象者の居室から関係機関等への移送
- (5)支援対象者の一時保護中の安否確認
- (6)支援対象者への一時保護中の最低限の生活支援
- (7)その他、福祉事務所長が必要と認める支援

(事業の委託)

第4条 この事業は、上記支援実施にあたっての専門性が要求されるため、社会福祉法、特定非営利活動促進法、介護保険法のいずれかに基づく法人格を有した事業者に委託する。

(一時保護の決定)

第5条 福祉事務所長は、支援対象者に対して、あらかじめ期間を定め、たうえで本事業による一時保護を行うものとする。

(一時保護の開始)

第6条 福祉事務所長は、本事業による一時保護を決定した場合、事業者に対して一時保護の開始を連絡する。

2 事業者は、福祉事務所長からの連絡に対して、やむをえない場合を除き一時保護の

開始を行い、福祉事務所長に報告する。

(一時保護の不開始)

第7条 事業者は、一時保護開始の連絡に対して、一時保護を開始できないやむをえない理由がある場合には、すみやかに福祉事務所長に報告する。

2 福祉事務所長は、事業者から前号による報告があった場合、支援を開始できない理由がやむをえないものであると認められる場合には、早急に代替の居所を確保するよう努力する。

(一時保護の延長)

第8条 福祉事務所長は、第5条で決定した期間を超えて一時保護を行う必要が生じた場合、あらかじめ事業者の意見を聞いたうえで一時保護期間の延長を行うことができる。

(業務報告)

第9条 事業者は、事業実施後に次に掲げる報告書を作成し、福祉事務所長に報告する。

- (1)「路上生活者等緊急一時保護事業業務実績報告書」(第1号様式)
- (2)「路上生活者等緊急一時保護事業月間利用実績報告書」(第2号様式)

(契約書の作成)

第10条 事業者は、一時保護を実施する際、対象者に緊急一時保護利用にあたっての内容を説明し、「緊急一時保護利用契約書」(任意様式)を取り交わし、写しを福祉事務所長に提出する。

2 支援対象者が前号の契約を交わすことが困難な場合には、あらかじめ福祉事務所長の承認を得て省略することができる。なお、事前に承認を得ることが困難な場合には、事後速やかに承認を得ることとする。

(居所の確保)

第11条 事業者は第3条における事業の実施に供するため、2室以上の居室その他を確保する。

(居室の条件)

第12条 前条に規定する居室は、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1)大人2名程度が居住できる広さと設備を備えていること。
- (2)独立性が確保されており、支援対象者が専用に使用できる便所、浴室、台所を備えていること。
- (3)支援対象者の意思により室外、室内から施錠できる構造であること。
- (4)一時保護中の全日において事業担当者と緊急連絡が取れること。

(代替居室の確保)

第 13 条 事業者は、支援対象者の状況により第11条における居室では対応できないと判断される場合には、あらかじめ福祉事務所長の許可を得ている、事業者の管理下にある他の居室を使用することができる。

(代替居室使用時の例外)

第 14 条 前条に規定する居室については、第 12 条各号の規定は適用しない。ただし、本事業の趣旨に関して最大限の配慮を行うものとする。

(使用可能居室の確保の努力)

第 15 条 事業者は第 11 条における居室が満室等により使用できない場合には、可能な範囲で居室の確保に努力するものとする。

(安否確認)

第 16 条 事業者は、一時保護実施中は訪問、電話等の手段により、支援対象者の安否を確認する。

2 事業者は、支援対象者に対応すべき状態が確認された場合には、対応方法についてあらかじめ福祉事務所長の指示を受けることとする。但し、緊急的な対応が必要な場合には、事後、速やかに報告するものとする。

(食事の提供)

第 17 条 事業者は、支援対象者に食事を供する必要がある場合には、食事、食品の提供あるいは金銭の貸与を行うこととする。

2 事業者は、第11条における施設内にて食事を提供する可能性がある場合には、食事の提供に関して支援対象者が負担すべき金額を、あらかじめ福祉事務所長に報告することとする。

(衣料等の提供)

第 18 条 事業者は、支援対象者に衣類その他生活上やむをえない物品を供する必要がある場合には、衣類、その他の物品の貸与を行うものとする。

(費用の請求)

第 19 条 事業者は第 17 条あるいは前条による提供あるいは金銭の貸与を行った場合には、速やかに福祉事務所長に報告し、費用の請求についての指示を受けることとする。

2 前条に関する費用の請求には、事業者が負担すべきものを除くものとする。

(移送)

第 20 条 事業者は、福祉事務所長からの連絡により、支援対象者を指定された場所から第 11 条における居室あるいは第13条に規定する居室へ移送するものとする。

(支援の協力)

第 21 条 事業者は、福祉事務所長が支援対象者に対して他の支援事業を行う際には協力するものとする。

(その他)

第 22 条 支援の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、福祉事務所長と事業者が協議し、決定するものとする。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。